

## 漁業経営セーフティーネット構築等事業実施要領

2 1 水 漁 第 3 0 3 7 号  
平成 2 2 年 3 月 3 0 日  
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知  
一 部 改 正  
2 2 水 漁 第 4 9 0 号  
平成 2 2 年 5 月 2 5 日  
一 部 改 正  
2 3 水 漁 第 2 1 9 0 号  
平成 2 4 年 4 月 1 日  
一 部 改 正  
2 4 水 漁 第 1 9 3 9 号  
平成 2 5 年 5 月 1 6 日  
一 部 改 正  
2 5 水 漁 第 6 8 1 号  
平成 2 5 年 7 月 2 3 日  
一 部 改 正  
2 5 水 漁 第 1 5 5 4 号  
平成 2 6 年 2 月 6 日  
一 部 改 正  
2 6 水 漁 第 1 2 9 5 号  
平成 2 7 年 2 月 3 日

### 第 1 趣旨

近年、燃油価格は国際的な需要関係とは別に、投機資金などの影響により乱高下するようになっている。また、魚類養殖に必要な配合飼料の主原料である魚粉等は、海外から輸入しているが、過去には世界的な魚粉等の需要増を背景に価格が急騰した。

このため、漁業者・養殖業者と国の拠出による漁業用燃油と配合飼料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みによりその運営を支援するとともに、燃油消費量そのものを根本的に削減する漁業経営の改善に意欲的な漁業者グループが行う活動（以下「省燃油活動」という。）及び省エネ機器等導入に係る取組を推進することにより、漁業・養殖業経営の安定と水産物の安定供給に資する。

### 第 2 事業主体

本事業の事業主体は、水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。

### 第 3 事業の実施

事業主体は、次の事業を行うものとする。

- 1 漁業用燃油価格安定対策事業
- 2 養殖用配合飼料価格安定対策事業
- 3 省燃油活動推進事業
- 4 省エネ機器等導入推進事業

### 第 4 漁業用燃油価格安定対策事業

#### 1 対象油種

漁業用燃油価格安定対策事業は、次の油種のうち、漁業の用に供するものを対象とする。

- ア A重油
- イ 軽油
- ウ ガソリン
- エ その他の燃油

## 2 事業体制構築の契約

(1) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、次のいずれかに掲げる者（以下第4において「漁連等」という。）との間に、漁業用燃油の価格の急上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和し、もって傘下の漁業者等の経営の安定を図るためのセーフティーネットの構築に係る契約（以下第4において「参加契約」という。）を締結することができる。

ア 漁業協同組合連合会

イ 漁業協同組合（都道府県の範囲を区域とする漁業協同組合連合会の会員であるものを除く。）

ウ 漁業者を直接又は間接の構成員とする全国団体（法人に限るものとし、ア又はイに該当するものを除く。）

エ 燃油販売業者を直接又は間接の構成員とする中小企業団体（法人に限る。）

オ その他水産庁長官が適当と認めた団体

(2) (1)の参加契約を締結した漁連等は、次のいずれかに掲げる者との間に、参加契約の事務を連携して履行するための事務契約を締結することができる。

ア 漁連等の会員である漁業協同組合その他の団体であって漁業者又は燃油販売業者を会員とするもの

イ その他水産庁長官が適当と認めた団体

(3) 事業主体は、(1)の参加契約を締結したときは、水産庁長官に報告するものとする。

## 3 漁業者のセーフティーネットへの加入の契約等

(1) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、セーフティーネットに加入しようとする漁業者からの申込みに基づき、当該漁業者との間に積立契約を締結するものとする。

(2) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、積立契約を締結した漁業者（以下第4において「加入者」という。）からの申込みに基づき、事業主体が定めるセーフティーネットの事業年度毎に、漁業用燃油価格差補填金（燃油価格の急上昇が漁業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下同じ。）の対象となる燃油購入数量を決めるものとする。

## 4 燃油補填積立金の納入等

(1) 加入者は、水産庁長官が別に定めるところにより、事業主体に対し、原則として毎年度、漁業用燃油価格差補填金に係る補填積立金（以下「燃油補填積立金」という。）を納入する。

(2) 燃油補填積立金の精算については、水産庁長官が別に定める。

## 5 燃油の購入数量の報告

加入者は、水産庁長官が別に定めるところにより、自らが購入した本事業の対象となる燃油の購入数量を事業主体に報告するものとする。

## 6 漁業用燃油価格差補填金の交付

(1) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、加入者に対し、四半期ごとに漁業用燃油価格差補填金を交付する。

(2) (1)により漁業用燃油価格差補填金を交付する場合にあっては、平成23年度第3次補正予算による補助相当額から平成23年4月から平成24年12月までの各四半期に係る漁業用燃油価格差補填金額のうち国からの補助相当額を控除した残額については、水産庁長官が別に定める東日本大震災の被災者に対する事業に限り、交付する。

## 7 経営改善の取組

加入者は、漁業経営におけるコストの削減に取り組むものとする。

## 8 普及啓発等

事業主体は、漁業用燃油価格安定対策事業の円滑な運営を図るため、1から7までに規定する事務のほか、次の事務を行う。

ア 漁業用燃油価格安定対策に関する普及啓発

イ 関係団体等の実務関係者に対する漁業用燃油価格安定対策に関する研修

ウ 関係団体等に対する漁業用燃油価格安定対策の事業実施に係る指導及び助言

## 第5 養殖用配合飼料価格安定対策事業

### 1 対象配合飼料

養殖用配合飼料価格安定対策事業は、魚粉又は魚油を原料とする配合飼料のうち、養殖業の用に供するものを対象とする。ただし、養殖業者が魚粉等を原料として配合飼料を自ら作成し使用する場合には、当該配合飼料の原料とする魚粉のみを対象とする。

### 2 事業体制構築の契約

(1) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、次のいずれかに掲げる者（以下第5において「漁連等」という。）との間に、養殖用配合飼料の価格の急上昇が養殖業経営に及ぼす影響を緩和し、もって傘下の養殖業者等の経営の安定を図るためのセーフティーネットの構築に係る契約（以下第5において「参加契約」という。）を締結することができる。

ア 漁業協同組合連合会

イ 漁業協同組合（都道府県の範囲を区域とする漁業協同組合連合会の会員であるものを除く。）

ウ 養殖業者を直接、間接の構成員とする全国団体（法人に限るものとし、ア又はイに該当するものを除く。）

エ 配合飼料販売業者を直接又は間接の構成員とする中小企業団体（法人に限る。）

オ その他水産庁長官が適当と認めた団体

(2) (1) の参加契約を締結した漁連等は、次のいずれかに掲げる者との間に、参加契約の事務を連携して履行するための事務契約を締結することができる。

ア 漁連等の会員である漁業協同組合その他の団体であって養殖業者又は配合飼料販売業者を会員とするもの

イ その他水産庁長官が適当と認めた団体

(3) 事業主体は、(1) の参加契約を締結したときは、水産庁長官に報告するものとする。

### 3 養殖業者との契約等

(1) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、セーフティーネットに加入しようとする養殖業者からの申込みに基づき、当該養殖業者との間に積立契約を結ぶものとする。

(2) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、積立契約を締結した養殖業者（以下第5において「加入者」という。）からの申込みに基づき、事業主体が定めるセーフティーネットの事業年度毎に、養殖用配合飼料価格差補填金（配合飼料価格の急上昇が養殖業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下同じ。）の対象となる配合飼料購入数量を決めるものとする。

### 4 配合飼料補填積立金の納入等

(1) 加入者は、水産庁長官が別に定めるところにより、事業主体に対し、原則として毎年度、配合飼料価格差補填金に係る補填積立金（以下「配合飼料補填積立金」という。）を納入する。

(2) 配合飼料補填積立金の精算については、水産庁長官が別に定める。

### 5 配合飼料の購入数量の報告

加入者は、水産庁長官が別に定めるところにより、自らが購入した本事業の対象となる配合飼料の購入数量を事業主体に報告するものとする。

### 6 養殖用配合飼料価格差補填金の交付

(1) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、加入者に対し、四半期ごとに養殖用配合飼料価格差補填金を交付する。

(2)(1)により養殖用配合飼料価格差補填金を交付する場合にあっては、平成23年度第3次補正予算による補助相当額から平成23年4月から平成24年12月までの各四半期に係る養殖用配合飼料価格差補填金額のうち国からの補助相当額を控除した残額については、水産庁長官が別に定める東日本大震災の被災者に対する事業に限り、交付する。

#### 7 普及啓発等

事業主体は、養殖用配合飼料価格安定対策事業の円滑な運営を図るため、1から6までに規定する事務のほか、次の事務を行う。

ア 養殖用配合飼料価格安定対策に関する普及啓発

イ 関係団体等の実務関係者に対する養殖用配合飼料価格安定対策に関する研修

ウ 関係団体等に対する養殖用配合飼料価格安定対策の事業実施に係る指導及び助言

### 第6 省燃油活動推進事業

#### 1 事業の内容

2に定める事業実施主体が行う次の省燃油活動に要する経費に対して助成金を交付する。

(1) 効率操業のための漁場データの収集・分析

(2) 省エネ漁具等を活用した省エネ操業の実証操業

(3) 漁船の燃費向上のための船底状態改善

(4) 水産庁長官が別に定めるところにより事業主体に置かれた省燃油活動推進委員会が定めた活動（水産庁長官が認めたものに限る。）

#### 2 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について（平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知。以下「浜プラン通知」という。）第3に規定する地域水産業再生委員会（平成26年度に省燃油活動推進事業を実施したのものに限る）とする。

#### 3 事業の実施

##### (1) 省燃油活動プラン

① 事業実施主体は、本事業を実施しようとする場合は、事業実施計画である省燃油活動プランを作成し、事業主体の承認を受けるものとする。

② 省燃油活動プランは、将来、浜プラン通知第2に規定する「浜の活力再生プラン」の一部となるべきものであることを踏まえ、事業実施主体は、省燃油活動プランを作成後、速やかに「浜の活力再生プラン」を策定すべく取り組まなければならない。なお、既に「浜の活力再生プラン」を策定済みの事業実施主体は、この限りではない。

##### (2) 事業実施の報告

事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施報告書を作成し、事業主体に提出するものとする。

#### 4 助成

(1) 事業主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、水産庁長官が別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

(2) 事業実施主体は、本事業の助成金の交付について、その分配方法について規程を作成するものとする。

#### 5 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成27年3月31日までとする。

#### 6 助成金の返還

事業主体は、本事業の実施に当たり、事業実施主体が事業を実施しなかった場合又は事業実施報告書の内容に虚偽があった場合には、助成金を返還させる措置を講じるものとする。

### 第7 省エネ機器等導入推進事業

## 1 事業の内容

本事業は、漁業経営の改善に意欲的な漁業者グループが行う効率的かつ先進的な操業手法の導入及び省エネ環境対応型漁業への転換を図る取組並びに省エネ性能が相当程度優れた漁業用機器（以下「省エネ機器」という。）の導入に要する経費に対して助成金を交付する。

## 2 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、次の要件を満たす漁業者グループとする。

### (1) 次に掲げる者を代表者として含んでいること

ア 漁業に従事する個人

イ 漁業協同組合

ウ 漁業を営む法人

エ 漁業を営む団体（漁業に従事する者を主たる構成員とする団体であって、団体の目的、団体の意思決定機関及びその決定方法を含んだ規約を有する団体）

### (2) 地域に同一の漁業を営む者が少ない等特段の理由がある場合を除き、漁業従事者5名以上で構成されること

### (3) 代表する者が個人の場合にあっては、助成の申請時点において、65歳未満であること

### (4) 全ての構成員が第4又は第5の事業に加入する漁業者であること。ただし、構成員に東日本大震災により漁船又は漁具（漁業用機器設備を含む。）に被害を受けた漁業者がいる場合を除く。

### (5) 全ての構成員が同一の経営体に属していないこと

## 3 事業の実施

### (1) 事業主体は、事業実施主体から提出される省エネ計画について審査や助成の決定、効率的な操業へ転換させるための助言等を行うため、省エネ機器等評価委員会を設置する。

### (2) 事業実施主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、省エネ計画を作成し、事業主体へ助成を申請するものとする。

### (3) 省エネ機器等評価委員会は、水産庁長官が別に定めるところにより、事業主体へ提出された省エネ計画を評価するものとする。

### (4) 事業実施の報告

事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施報告書を作成し、事業主体に提出するものとする。

## 4 助成対象経費

### (1) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、交付決定された事業実施主体が次のいずれかの機器を導入する際に助成を行うとともに、効率的かつ先進的な操業手法の導入に係る取組の支援を行う。

ア LED集魚灯設備（集魚灯、直流交流変換器又は操作盤）

イ 漁船用エンジン（船内機）

ウ 漁船用エンジン（船外機）

エ 乾燥機

オ その他省エネ機器等評価委員会で認める省エネ機器

### (2) 助成対象とする機器は、原則として処分制限期間（減価償却期間の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。

## 5 助成金の交付

事業主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、水産庁長官が別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

## 6 省エネ機器の管理運営

事業により取得した省エネ機器の管理運営については、事業主体による指導・監督の下、財産台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により効率的な利用が図られるようにする。

## 7 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成27年3月31日までとする。

## 8 助成金の返還

事業主体は、本事業の実施に当たり、事業実施主体が事業を実施しなかった場合又は事業実施報告書の内容に虚偽があった場合には、助成金を返還させる措置を講じるものとする。

## 第8 事業の実施

- (1) 事業主体は、第4から第7までの事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する規定を定めるものとする。
- (2) 事業主体、第4の2の(1)又は第5の2の(1)の参加契約を締結した漁連等及び第4の2の(2)又は第5の2の(2)の事務契約を締結した者は、この事業を実施するために必要なときは、セーフティーネットに加入しようとし、又は加入している漁業者又は養殖業者から事務手数料を徴収することができる。

## 第9 基金の造成及び管理

### 1 基金の造成

事業主体は、この事業の実施に充てるため、この事業を実施する期間において、毎年、国の予算に基づく国からの補助金並びに燃油補填積立金及び配合飼料補填積立金によって、漁業経営セーフティーネット構築等事業基金（以下「事業基金」という。）を造成するものとする。

### 2 事業基金の管理等

- (1) 事業主体は、事業基金を次により管理・運用するものとする。
  - ア 銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合若しくは水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会への預貯金
  - イ 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のあるものに限る。）
  - ウ 国債、地方債その他の有価証券（元本保証のあるものに限る。）
- (2) 事業主体は、事業基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、以下の勘定を設けるものとする。
  - ア 第4の6に定める漁業用燃油価格差補填金に充てるための漁業用燃油価格安定対策勘定
  - イ 第5の6に定める養殖用配合飼料価格差補填金に充てるための養殖用配合飼料価格安定対策勘定
  - ウ 第6に定める省燃油推進事業（平成25年度補正予算に係るものに限る。）に充てるための省燃油活動推進事業勘定
  - エ 第7に定める省エネ機器等導入推進事業（平成25年度補正予算に係るものに限る。）に充てるための省エネ機器等導入推進事業勘定
- (3) (2)に掲げる各勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、当該勘定の中から支弁することができるものとする。
- (4) (2)に掲げる各勘定の資金のうち、国からの補助金によるものの運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れてこの事業の実施に充てるものとする。
- (5) 事業主体は、基金造成後に(2)に定める勘定の相互間の経費の流用を行う場合は、水産庁長官の承認を受けなければならない。
- (6) 事業主体は、事業基金の管理については、(1)から(5)までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

## 第10 区分経理等

事業主体は、事業基金の経理について、それぞれの事業基金の勘定及び補助事業の経理と明確に区分した上で、帳簿を整理し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

#### 第11 基金の見直し等

- 1 事業主体は、事業基金について、少なくとも5年に1回、定期的に見直しを行う。
- 2 事業主体は、定期的な見直しを行う際に、基金の保有割合を算出するとともに、当該割合並びに当該算出に用いた算出方法及び数値を水産庁長官に報告し、インターネット等により公表する。

#### 第12 指導監督

- 1 水産庁長官は、この事業の実施に関して、事業主体及び関係漁業協同組合連合会等に対し、指導及び監督を行うものとする。
- 2 水産庁長官は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

#### 第13 事業計画

事業主体は、別記様式第1号により、毎年の基金の造成計画及び第6に定める省燃油活動推進事業及び第7に定める省エネ機器導入推進事業に係る事業実施計画を作成し、水産庁長官の承認を受けなければならない。

#### 第14 報告

事業主体は、毎事業年度終了後60日以内に、別記様式第2号により漁業経営セーフティーネット構築等事業の実施状況を水産庁長官に報告するものとする。

#### 第15 国の補助等

- 1 国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、この事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。
- 2 事業主体は、この要領により実施する事業が完了したときは、速やかに事業の精算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。この場合において、事業に基金残額が生じているときは、事業主体は当該残額を国庫に返還するものとする。  
また、この要領により実施する事業が完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、事業主体は当該基金残額を国庫に返還するものとする。
- 3 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に定められた集中復興期間（4において「集中復興期間」という。）の終了後において、第4の6の（2）の残額から同（2）により交付する平成25年1月から平成28年3月までの各四半期に係る漁業用燃油価格差補填金額のうち国からの補助相当額を控除して、事業基金になお残額が生じている場合には、事業主体は当該残額を速やかに国庫に返還するものとする。
- 4 集中復興期間の終了後において、第5の6の（2）の残額から同（2）により交付する平成25年1月から平成28年3月までの各四半期に係る養殖用配合飼料価格差補填金額のうち国からの補助相当額を控除して、事業基金になお残額が生じている場合には、事業主体は当該残額を速やかに国庫に返還するものとする。

#### 第16 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

#### 附則（平成25年5月16日）

平成25年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成25年度予算に係るこの要領に定める事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附則（平成25年7月23日）

この通知は、平成25年7月23日から施行する。

附則（平成26年2月6日）

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附則（平成27年2月3日）

1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。

2 25年度補正予算に係る実績報告等については、なお従前の例による。



(別記様式第1号)

漁業経営セーフティーネット構築等事業計画書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

漁業経営セーフティーネット構築等事業実施要領第13の規定に基づき、下記のとおり平成 年度漁業経営セーフティーネット構築等事業の第〇四半期分の基金造成計画及び事業実施計画を作成したので、承認を申請する。

記

1. 基金造成計画

(単位：千円)

事業名	前年度繰越額	既造成済額	第〇四半期造成額	第〇四半期～第〇四半期造成予定額	計	備考
漁業経営セーフティーネット構築事業						
1. 漁業用燃油価格安定対策事業						
2. 養殖用配合飼料価格安定対策事業						
計						

2. 事業実施計画

(1) 省燃油活動推進事業

第1 事業の目的

第2 事業の内容

① 事務局運営計画

実施項目	実施予定時期	実施予定内容	備考

注：事業を運営するにあたって実施する内容（申請受付、事業実施主体への指導監督等）を具体的に記載。

② 省燃油活動推進計画

実施項目	実施予定時期	実施予定内容

注：事業実施主体が行う予定の省燃油活動の内容を具体的に記載（例：実施予定再生委員会数〇〇が省燃油活動として〇〇〇〇〇を実施予定。）。

第3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	負担区分		備 考
		国庫補助金	その他	
省燃油活動推進事業				
1 事務局運営費				
2 省燃油活動推進費				

第4 事業完了予定年月日

第5 収支予算

① 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
国庫補助金				
そ の 他				
計				

① 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
省燃油活動推進事業				
1 事務局運営費				
2 省燃油活動推進費				

第6 その他（添付資料等）

## (2) 省エネ機器等導入推進事業

### 第1 事業の目的

### 第2 事業の内容

#### ① 省エネ機器等導入推進

##### ア 事務局運営計画

実施項目	実施予定時期	実施予定内容	備考

注：事業を運営するにあたって実施する内容（申請受付、事業実施主体への指導監督等）を具体的に記載。

##### イ 省エネ機器設備性能評価計画

実施項目	実施予定時期	実施予定内容

注：省エネ機器設備の性能評価を行うにあたって実施する内容（委員会の設置・運営等）について具体的に記載。

#### ② 省エネ機器等導入推進事業

実施予定グループ数	実施予定時期	導入内容	備考

注：実施予定グループがどのような機器設備を導入する予定か具体的に記載。

### 第3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	負担区分		備 考
		国庫補助金	その他	
省エネ機器等導入推進事業				
1 省エネ機器等導入推進費				
2 省エネ機器等導入推進事業費				

### 第4 事業完了予定年月日

第5 収支予算  
① 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
国庫補助金				
そ の 他				
計				

① 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
省エネ機器等導入推進事業				
1 省エネ機器等導入推進費				
2 省エネ機器等導入推進事業費				

第6 その他（添付資料等）

(別記様式第2号)

漁業経営セーフティーネット構築等事業実績報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

漁業経営セーフティーネット構築等事業実施要領第14の規定に基づき、下記のとおり平成 年度漁業経営セーフティーネット構築等事業の実績報告書を提出する。

記

漁業経営セーフティーネット構築事業

1. 漁業用燃油価格安定対策事業 (単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収入 (a)+(b)+(c)+(d)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
運 用 益 (c)		
その他の収入 (d)		
2. 支出 (a)' + (b)'		
助成金支出 (a)'		
その他支出 (b)'		
次期繰越金 (1 - 2)		

2. 養殖用配合飼料価格安定対策事業 (単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収入 (a)+(b)+(c)+(d)+(e)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
助成金返還額 (c)		
運 用 益 (d)		
その他の収入 (e)		
2. 支出 (a)' + (b)'		
助成金支出 (a)'		
その他支出 (b)'		
次期繰越金 (1 - 2)		

## 3. 省燃油活動推進事業

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収 入 (a)+(b)+(c)+(d)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
運 用 益 (c)		
その他の収入 (d)		
2. 支 出 (a)' + (b)'		
助成金支出 (a)'		
そ の 他 支 出 (b)'		
次期繰越金 (1 - 2)		

## 4. 省エネ機器等導入推進事業

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収 入 (a)+(b)+(c)+(d)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
運 用 益 (c)		
その他の収入 (d)		
2. 支 出 (a)' + (b)'		
助成金支出 (a)'		
そ の 他 支 出 (b)'		
次期繰越金 (1 - 2)		